

規制シート(様式)

190197200860001

平成28年12月22日

規制の名称	開発誘導地区内の土地等に関する権利の処分の制限	所管府省	国土交通省
根拠法令等	新都市基盤整備法(昭和47年法律第86号)第51条	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	都市局市街地整備課市街地整備制度調整室 室長 長福 知宏
規制目的	開発誘導地区内の土地の適切な利用の確保		
規制内容の概要	換地処分の公告の日の翌日から10年間は、開発誘導地区内の土地又は当該土地の上に建築された建築物に関する所有権、地上権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転については、原則として、当事者が都道府県知事の承認を受けなければならない。	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	新都市基盤整備事業は、収用権を付与して、施行区域を開発発展させる中核となる開発誘導地区の用地を確保し、早急に市街化することにより、施行区域全体の市街化を促進させ、あわせて住宅に困窮する者のために良好、かつ、低廉な住宅用地の大量供給を図ろうとするものである。このため、開発誘導地区内の土地等がむやみに転売されたり、本来の目的に沿って利用する意志や能力のないものに権利が移転されることは望ましくないことから、権利の設定又は移転については、制限をかける必要がある。	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成33年度		